

平成25年7月5日

【議会改革特別委員会検討資料】

議会報告会、意見交換会（出前委員会を含む）を実施  
するとした場合の開催方法等について

\*清風会

\*あびこ未来

\*公明党

\*無所属ネットワーク

\*緑政

平成 25 年 7 月 3 日(水)

清風会

## 議会報告会・意見交換会（出前委員会を含む）開催方法（案）

### 【前提】

議会報告会等の開催は全議員並びに各々所属する常任委員会の全委員の賛同があつてはじめて実施されるものとする。

以上の事を踏まえ、以下開催方法（案）とする。

### 【時期】

- 常任委員会等で適時協議する。定例会毎に実施することを意味しない。
- 団体から開催の申し出があつた場合も同様に常任委員会等で適時協議する。
- 定例会開会中は原則開催しない。但し、通年議会導入の場合はこの限りではない。

### 【場所】

- 不特定多数を対象とする場合は、地域バランスを考慮する。
- 特定の団体を対象とする場合は、相手方と協議する。

### 【実施者・出席者】

- 正副議長、各常任委員会正副委員長、議会運営委員会正副委員長が主体となる。
- 議長、各常任委員会及び特別委員会委員長、議会運営委員会委員長が各議員、各常任委員会及び特別委員会委員、議会運営委員会委員に各々出席を求める。
- 議会事務局に協力を依頼する。

### 【案件】

市民全体又は議会全体に重大な影響を及ぼす市政運営上又は議会運営上の重要事項で、直接市民に賛否を問う必要があるもの。

以上

■ 事前提出について ■ 会派 「あびこ未来」

平成25年7月3日

**課題**

・議会報告会、意見交換会を実施する場合の開催方法について（いつ、何処で、誰が、どのような案件でなど、具体的に）各会派で意見を取りまとめること。

⇒会派「あびこ未来」は 二度ほど掲題の件について検討を重ねた。

<報告会に対する基本的な考え方> 会派の基本スタンス

報告会（意見交換会）の開催は、新たに作成中の議会基本条例の柱となる重要事項である。市議会の活動をより分かりやすく、市政を見える形に変えていく、加えて、市民参加を促す意味でも、是が非でも報告会を行っていくことが必要である。

市議会を市民に信頼される、開かれた議会にするため、「見られる議会」から「見たくなる議会」に変えていくための報告会にしていかなければならない。

<具体的な実施方法>

●いつ（開催時期）

報告会は同一年度内に一回以上開催すべきとの意見や定例市議会後のすべてで行うべきとの意見が出された。会派としての統一見解は「年4回、市議会終了後に開催する。」

●何処で（開催場所）

市内全域の近隣センター、公民館等で行う。三箇所を基本に開催する。

●誰が（編成・説明員等）

各常任委員会もしくは3班体制、基本は8人以内の議員とする。代表者はそれぞれ常任委員会委員長もしくはそれぞれの班で互選する。

常任委員会、班における役割は、構成議員が協議して代表者が決定する。

特別委員会（議会改革・放射能）も随時開催する。

●開催内容（議案等）

議案、所管で出された意見など常任委員会、班で報告事項を決定する。

その他、開催にあたって資料作成、記録（報告）等は常任委員、班の構成議員が行うこととする。報告書の概要はHPで知らせることとする。

常任委員会、班は報告書を議長に速やかに提出する。

以 上

## 議会報告会・意見交換会等の開催方法について

公明党我孫子市議団

### ○議会報告会・意見交換会等の開催について

会派として、さまざまな検討を行い、議会報告会・意見交換会（出前委員会）等の必要性を拒絶するものではないが、議会報告会等を定期開催にしたり、義務規定にする必要はないとの見解で一致しました。

なお、議会としても重要な案件が発生した場合、議会報告会・意見交換会等の開催を可能にする条文にすべきと考え、その際の開催方法は、その際に協議し決定すればよいとの考え方とします。

### ①議会報告会・意見交換会

我孫子市議会として市議会の見える化、活動、情報を市民に伝える議会報告会と市民の意見集約という観点から市民からの意見を聞くことを中心とする機会を設け市政ふれあい懇談会のようにまず議会報告を行い、その後市民からの意見をもらう形にする。

～詳細案～

①場所：各近隣センターもしくは議会棟第1委員会室

※開催地は各地区（我孫子・天王台・湖北・新木・布佐の5箇所）が望ましいが、議員の日程調整等の困難を考慮し、市役所議会棟委員会室で午前と午後2回に分けて開催。

②回数：1年もしくは2年に1回

③出席者：議員の日程に合わせて割り振る（各地域開催の場合は5～6人で1チーム）

※同じ会派がたくさん集まらないよう配慮

※期数もバラけさせる

～注意点～

●議員の個人的見解を述べる場となつてはいけない。しっかりと認識確認必要。

●市民から個人議員への見解を求められた場合などの対応を共有する。

●事実のみを伝え市民からの意見は即答せずに持ち帰り、全議員で共有する仕組みが必要。

～検討～

●議会改革特別委員会として議会報告会の先進市の事例を研究・調査必要有り。

●市民への中間報告を実施してからその反応等も含め再度検討しては。

### ②出前委員会

出前委員会は最重要テーマに絞り、市民の意見を聞く必要性が高いテーマに関して委員会として出前委員会を行うよう努める。

～詳細案～

①市民、我孫子市議会・我孫子市政に大きく関わるテーマが発生した際行う（不定期）

例：市民会館建設是非、高濃度放射性物質焼却灰一時保管問題、教育行政等

②出前委員会を行う必要性を委員同士で話し合つて決定

③手法は所管の委員会に委ねる

【議会報告会・意見交換会を行うとした場合は、それらは市政・市議会全体的なものとし、出前委員会は所管のものだけに絞る】

2013. 7. 2  
緑 政

## 議会報告会、意見交換会について

1. 回数                    年2回（予算・決算後、春・秋各1回）  
                              年1回（予算後）
2. 報告担当者            各常任委員会から2名ずつ、6名
3. 場所                    出来れば担当者の地元でない近隣センター
4. テーマ                 予算、決算、議会改革